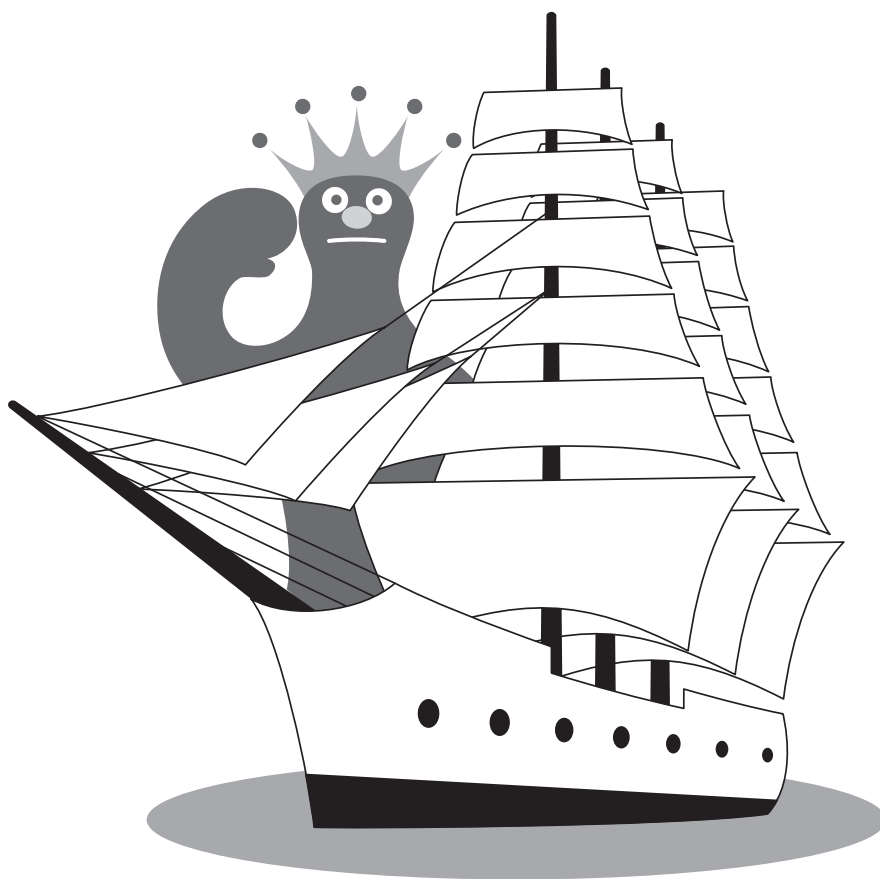


# 保育園入園手続きのご案内

(認定こども園(保育園部)を含む。)

2019 年度



お問い合わせ先

射水市役所子育て支援課

〒939-0294 射水市新開発410番地1

電話:0766-51-6629 FAX:0766-51-6660

E-mail:kosodate@city.imizu.lg.jp

射水市



IMIZU CITY

# 「子ども・子育て支援新制度」での入園手続きについて

認可された保育園・認定こども園の保育園部及び地域型保育の事業所内保育施設の地域枠（以下「保育園等」と言います。）の利用を希望される場合は、以下のとおり手続きをしてください。

## ① 保育の必要性の認定(支給認定)

保育園等は、仕事や病気などのため家庭で保育ができない保護者に代わってお子さんを保育する施設です。保育を希望する場合は、保育の必要性の認定（2号認定又は3号認定）を受ける必要があります。利用申込みと併せて、支給認定の申請を行ってください。（保育の「必要性の認定基準」は次ページ）

※マイナンバーの申告が必要です。詳しくは記入例（14ページ）を参照してください。

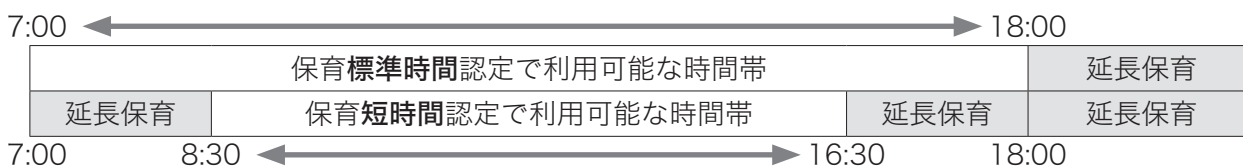
保育の必要性の認定区分		利用対象施設
1号認定	満3歳以上で保育を必要としない場合	幼稚園、認定こども園（幼稚園部）
2号認定	満3歳以上で保育が必要な場合	保育園、認定こども園（保育園部）
3号認定	満3歳未満で保育が必要な場合	保育園、認定こども園（保育園部）、地域型保育

## ② 保育必要量の認定

支給認定では、保護者の就労等の状況に応じて保育必要量の認定（保育標準時間認定又は保育短時間認定）を行います。

保護者の就労状況等で決まる保育必要量（標準時間・短時間）は、下記のとおりです。

### 射水市の保育園等の場合※



利用可能な時間帯以外に保育園等を利用する場合は延長料金がかかります。

※開園時間及び標準時間は保育園等によって違う場合があります。

### 支給認定を変更する場合

申請後や支給認定後に保育の必要性の認定基準（就労・出産・疾病など）、保育必要量（標準時間・短時間）又は税額や家族構成等に変更がある場合、「支給認定変更申請書」を市内通園保育園等に提出してください。（市外の保育園等に通園の場合は、射水市に提出してください。）

変更申請は原則として各月20日までに行ってください。翌月1日から認定変更となり、支給認定期間、保育必要量もしくは保育料などが変更になります。

## ③ 利用調整

2号認定又は3号認定を受けて保育園等の利用を希望する場合、市が保育の必要性に応じて、利用できる保育園等を調整します。詳しくは6ページを参照してください。

## 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定（2号認定又は3号認定）を受けられるのは、両親いずれも（両親と別居している場合は児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事由に該当する場合です。

保育の必要な事由		保育必要量
(1) 就 労	就労時間が月48時間以上120時間未満（就業時間により要相談） 就労時間が月120時間以上	短時間認定 標準時間認定 （就労状況による）
(2) 妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もないこと。 （産前2ヶ月、産後3ヶ月（出産月を含む。））	標準時間認定 （短・標準選択可）
(3) 疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	標準時間認定 （短・標準選択可）
(4) 介 護 等	同居の親族（長期入院している親族及び児童の兄弟姉妹を含む。） を常時介護又は看護していること。	標準時間認定 （短・標準選択可） （介護の度合による）
(5) 求 職 活 動	求職活動（起業の準備及び派遣者で就労先が未定の場合を含む。） を継続的に行っていること。（就労予定であること）	短時間認定
(6) 就 学	次のいずれかに該当すること。 （ア）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 （イ）職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。	就労の区分と同様 （所要時間による）
(7) 育 児 休 業（継続園児のみ適用）	育児休業を取得する場合であって、育児休業にかかる乳幼児以外の児童（兄・姉）が既に保育園等を利用しており、育児休業中に保育園等を引き続き利用することが必要であると認められること。	短時間認定
(8) 児童虐待・DV	次のいずれかに該当すること。 （ア）児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。 （イ）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（アに該当する場合を除く。）。	標準時間認定 （短・標準選択可）
(9) 災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっていること。	実態により認定
(10) そ の 他	前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市が認める事由に該当すること。	実態により認定

## 手続きから入園まで

### 新規入園児(転園希望含む)の手続き

#### I 申込みの期間

- ◆ 1次申請◆ 2019年4月及び5月以降の途中入園(ただし、育休復帰・産前産後など理由がある場合)の申請申請書一式は第1希望の市内保育園等からお受け取りください。(配布期間10/1~10/31)
  - 2018年10月25日(木)~31日(水)(平日のみ)の8時30分~17時  
第1希望の保育園等に必要書類と一緒に提出してください。
  - 2018年10月28日(日)の8時30分~17時  
射水市役所子育て支援課(要予約)に必要書類と一緒に提出してください。  
射水市外の保育園等を希望される場合は、申請期間中に子育て支援課に申請してください。
- ◆ 2次申請◆ 申請書一式は子育て支援課からお受け取りください。(配布期間11/1~2/8)
  - 2019年1月4日(金)~2019年2月8日(金)(土日祝日は除く)  
子育て支援課に提出してください。1次申請の利用調整で余裕のある保育園等で選考します。
- ◆ 随時申請◆ 申請書一式は子育て支援課からお受け取りください。(配布期間2/12~)
  - 希望入園月の前月10日まで(土日祝日は除く)  
子育て支援課に提出してください。空きのある保育園等で選考します。  
※2次申請の締切り以降の申請は、随時申請となります。

- #### II 面接及び実態調査
- 申請の際に簡単な面接を行いますので、**児童同伴でお越しください。**  
また、1・2次の申請で2019年6月以降の入園希望の方については、入園決定の前月に簡単な面接を子育て支援課で行います。(子育て支援課から案内を送付します。)

- #### III 入園決定
- 支給認定証と入所承諾書を下記の時期に郵送します。支給認定証の交付は原則、申請日から30日以内ですが、認定事務が集中するため送付が遅れます。ご了承ください。  
※求職活動で利用申込みをされた方は支給認定証・入所承諾書の送付時期が、求職活動以外の理由で申込された方と異なりますので、ご注意ください。

- (1) 2019年4月入園(射水市内の保育園等)を希望された方
  - ① 1次申請期間中に求職活動以外で申込みをされた方 …… 1月末(予定)
  - ② 1次申請期間中に求職活動で申込みをされた方 …… 3月上旬(予定)
  - ③ 2次申請期間中に申込みをされた方 …… 3月上旬(予定)
- (2) 2019年5月以降の途中入園(射水市内の保育園等)を希望された方
  - ① 1次又は2次申請期間中に求職活動以外で申込みをされた方 …… 入園月の前々月
  - ② (2次申請の締切り以降に)随時で申込みをされた方 …… 入園月の前月下旬
- (3) 2019年4月入園(射水市外の保育園等)に希望された方 …… 2月下旬(予定)

- #### IV 入園説明会
- 上記(1)①の方は、2月下旬までに各保育園等で実施します。(1)②、(1)③の方は3月中旬に各保育園等で実施します。日時は入所承諾書の郵送時に案内します。  
(2)(3)の方は、入園の決定を受けた後、直接保育園等へお問い合わせください。

### 在園児童の手続き(園に在園するすべての園児)

- 現況届の提出 保育の必要性・必要量の現況確認(10月現在)のため、2018年10月9日(火)~19日(金)の間に、保育園等へ必要書類を提出してください。

## 「新規入園申請」及び「現況届（在園児童）」に必要な書類

- 1 射水市施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書（新規入園申請）又は施設継続利用に関する現況届（在園児童）
- 2 保育施設（事業者）利用申込書 兼保育児童台帳（新規入園申請）
- 3 マイナンバー申告書（新規入園申請）
- 4 保育が必要である証明書（新規入園申請及び在園児童）

保育の必要性		必要書類	注意事項
(1) 就労	家庭外就労	①就労証明書（事業主が記入） ②被保険者証（写）を添付（パート等により保険証扶養内の就労の方は給与支払明細書等（直近のもの）を添付。）	<u>就労予定・復帰予定で提出された方は就労後再度提出が必要です。</u>
	自営業・内職の就労	①就労証明書（就労者自身が記入） ②自営がわかる社会保険や建設国保・医師国保等の保険証の場合、保険証の写しを添付 ③市国保の保険証の場合は、確定申告書（写）や（自営業所の）領収書等自営がわかるものを添付	自営手伝等で給金の発生しない場合は、保育の必要性が高い就労とみなしません。
	農業就労	①就労証明書（就労者自身が記入） ②農業所得が記載されている確定申告書（写）等	農業手伝等で給金の発生しない場合は、保育の必要性が高い就労とみなしません。
(2) 出産	妊娠・出産	①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②母子手帳の写し（母子手帳表紙と出産予定日の分かる4ページ目）	産前2ヶ月、産後3ヶ月（出産月を含む。）が保育の実施期間です。新規入園の場合：期間終了後に育休取得又は求職中での理由で入園継続はできません。就労で申請された場合であっても入園月が産前産後期間と判明すれば同様に産後で退園となります。
(3) 疾病障害	疾病	①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②診断書（医師の診断）	・診断書には、症状や治癒見込み及び療養に必要な期間の明記が必要です。 <u>場合によっては診断書の再提出や入園期間を限定する場合があります。</u>
	障害	①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②診断書等	障害者手帳をお持ちの方は診断書の代わりとなります。（手帳の写し不要）
(4) 介護	介護等	①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②介護保険証（写）と介護計画書又は診断書	同居親族で常時介護又は看護が必要な場合
(5) 求職	求職中 （起業準備） （派遣就労先未定）	①就労以外の申立書（保護者自身が記入）	申請後に就労内定が決まった場合は、就労として再度届出が必要です。 <u>入園して3ヶ月以内に就労の確認ができない場合退園となります。</u>
(6) 就学	就学	①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②在学証明書又は学生証の写し ③就学の期間・日数・時間がわかる資料	就学の期間が入園可能な期間となります。1年ごとの申請となるため、毎年在学証明書の提出が必要です。
(7)	育児休業での継続入園	①就労証明書（事業主が記入）又は辞令等 ②育児休業取得に係る保育園継続入園申立書	産休・育休中で継続入園の場合は育児休業の期間がわかるものを提出してください。（継続園児のみ）
(8) { (10)	その他	①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②その事由を証明するもの	災害復旧や児童虐待・DVの事由の場合は直接子育て支援課にご相談ください。

5 保育料口座振替依頼書 保育園（認定こども園除く）を希望する新規入園児童及び口座の変更を希望する在園児

6 海外勤務や入国により日本での課税されていない方は収入と控除額がわかる書類

7 保育料軽減申請書

- ・保育園等を利用する児童（継続児含む）が第3子以降、または幼稚園等（※）に通園している兄若しくは姉がいる場合
- ※幼稚園等とは、他市幼稚園、特別支援学校幼稚園部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型発達支援施設を指します。

## 入園申請についての注意事項

\*必ずお読みください。□にチェック確認してください。

保育園等の利用については、保育の必要性を申請書や添付書類を参考に審査します。申請書や添付書類等に間違いがないようご確認をお願いします。

### (1) 新規申請

- 新規児童の保護者が育児休業中の場合は入園できませんが、育児休業からの復帰などの理由がある場合は、2019年5月以降の入園申請ができます。その場合、就労復帰が月の1日～14日までの場合は、前月1日からの申請ができます。15日以降月末までの復帰日の場合は当月1日からの申請ができます。ただし、2019年4月職場復帰の場合で1日～14日の復帰であっても年度をまたがる前月3月の入園は申請できません。
- 1次申請時(10月)に就労中で、その後出産予定がある又は妊娠が確認できたなどで、入園希望月において産前産後時期と重なる場合の認定は「就労」ではなく、「産前産後」となり認定期間は産後3ヶ月(出産月含む)が入園可能な期間となります。
- 新規児童の保護者が現在求職中で年度途中からの入園を希望される場合は、1次申請ではなく、随時申請(4ページ)をご利用ください。

### (2) 住所要件

- 射水市の保育園等へ入園するには、入園月の前月に射水市に住所を有する必要があります。保育園等通園中の児童の転入の場合、入園月の前月(2日～月末)に射水市に住所を異動してください。  
また、射水市から転出された場合、転出日の翌月から通園中の保育園等を利用できなくなります。退園の手続きが必要ですので転入転出の予定がある場合は早めに子育て支援課又は保育園等にご相談ください。

### (3) 利用調整

- 利用希望者が保育園等の定員(各年齢)を上回る場合は、利用調整基準に基づき利用調整を行います。
- 利用調整に際しては、就労状況等を点数化し、保育園等ごとに点数と利用希望順位を踏まえ、原則点数の高い方から順に利用を決めます。ただし保護者の疾病等により優先利用が必要な場合は、保育の利用を必要とする度合を総合的に判断します。
- 長期間利用待ちとなっていること及び申込みの順番は利用の可否には関係しません。なお、利用調整により第1希望から第3希望までの保育園等に決定した場合は「入所承諾書」の発送をもって決定とします。利用調整の結果、希望保育園(第1～3希望)への入園が難しい場合は、その他の保育園で入園可能な保育園がある場合は、子育て支援課から案内します。
- 求職活動での入園申請は、4月入園希望で1次申請期間中に申請された場合でも2次申請と同じ時期に利用調整・入園決定をします。また、5月以降の途中入園申請は、随時申請をご利用ください。
- 就労の有無は、保育園等の利用調整に大きく関わるものですので、就労等の変更や決定がありましたら、速やかに「就労証明書」等の再提出をお願いします。

### (4) 利用できない場合

- 保育園等の認定基準に該当しない場合は、利用することができません。
- 認定申請時及び利用申込時の書類に不備があった場合は再提出をお願いします。改善がない場合、若しくは記載内容に虚偽があった場合は、保育園等を利用することができません。また、入園後に明らかになった場合は、退所していただくことがあります。

### (5) 保育時間

- 保育園等を利用できる時間は、2ページ・3ページをご覧ください。
- 延長保育は保育園等によって利用時間等が異なりますので、16ページを参考にされ、詳しくは保育園等又は子育て支援課までお尋ねください。  
\*月～土まで保育を行います。土曜保育については利用申請が必要です。  
保育可能な土曜日は家庭保育にご協力をお願いします。

### (6) その他

- 関係書類の提出については期限厳守をお願いします。
- 支給認定証、認定申請書兼現況届出書及び保育施設(事業者)利用申込書等の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに保育園等又は子育て支援課へご連絡ください。

## 保 育 料

### ○保育料の決定

- ・ 保育料は原則として、保護者（父母）の市町村民税額、児童の年齢及び保育必要量の支給認定区分（標準時間・短時間）により算定します。ただし、入園児童の父母の所得金額の合計額が38万円以下であって、父母以外の者と同居（世帯分離を含む）している場合は、父母以外の者を家計の主宰者と認定し、算定の対象とする場合があります。  
なお、算定にあたっては、8月以前は2018年度、9月以降は2019年度の市町村民税額で決定します。
- ・ 保育料決定通知書は、4月に入園している児童全員に保育園等から配布します。
- ・ 税関係書類の提出後、税額が変更した場合は、速やかに変更後の税関係書類を提出してください。

### ○保育料の納入及び手続きの方法（市に保育料を納入する場合※射水市内保育園及び市外私立保育園の場合）

- ・ 保育料の納入は、口座振替となります。
- ・ 保育園に新規申請する方や継続児で口座変更を希望する方は、15ページの記入例を参考に提出ください。ゆうちょ銀行を指定口座とする場合は、【保護者用】の写しを提出してください。  
※認定こども園及び事業所内保育施設は各施設に納入、広域入園で市外公立保育園の場合は入園先の市に納入になります。詳しくは、認定こども園及び事業所内保育施設にお問い合わせください。広域入園の場合は入園決定後に入園先の市から案内があります。

### ○振替日（市で振替を行う場合※射水市内保育園及び市外私立保育園の場合）

- ・ 毎月当月末（再振替は翌月15日）  
振替日が金融機関の休日の場合は、翌営業日が振替日となります。ただし、12月及び3月の振替日は25日（翌営業日）となります。

### ○取扱金融機関

- ・ 取扱金融機関は下記のとおりです。（射水市外の支店も取り扱いできます）  
北陸銀行・富山銀行・北國銀行・富山第一銀行・新湊信用金庫・いみず野農業協同組合・富山信用金庫  
高岡信用金庫・北陸労働金庫・富山県信用漁業協同組合連合会・富山県信用組合・ゆうちょ銀行

### ○保育料の軽減

#### (1) 兄弟姉妹同時入園の軽減

同一世帯から2人以上の就学前児童が保育園等を利用している場合（※幼稚園等を含む。）最も年齢の高い児童は基準額全額、次に年齢の高い児童は基準額の2分の1の額を徴収し、それ以外の児童（3人目以降）は無料となります。上記（※）に該当する場合、「保育料軽減申請書」の提出が必要です。

◆幼稚園等とは、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部若しくは児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型発達支援を指します。

(2) 第3子以降児の保育料を無料化

第3子以降の児童の保育料が無料になります。該当する場合、「保育料軽減申請書」の提出が必要です。

◆「第3子以降児」とは、出生順位第3位以降の児童で生計を一にする世帯に3人以上の子が属する場合をいいます。

(3) 年収約360万円未満世帯の第2子の保育料を無料化（家計の主宰者が父母（保護者）の場合）

入園児童の属する世帯の年収がおおむね360万円未満で、生計を一にする世帯に現に2人以上の子がおり、第2子以降の児童（養子縁組、死亡等により除籍された者は除く）が入園している場合の当該児童の保育料が無料になります。

◆「生計を一にする」とは、住民基本台帳で同一世帯にいます。兄又は姉が県内外の学校に通学している場合で住所を別に定めている場合には、在学証明書又は扶養していることがわかる書類をもって、「生計を一にする」とみなすことができます。

(4) 年収約360万円未満世帯のひとり親家庭等世帯の保育料を無料化

入園児童の属する世帯の年収がおおむね360万円未満で、ひとり親家庭等医療費受給世帯又は別に定める在宅障がい児（者）を有する世帯の当該児童の保育料が無料になります。

(5) 「婚姻歴のないひとり親家庭」の保育料軽減制度（寡婦（夫）控除のみなし適用）について

保育料算定にかかる所得を計算する対象年の12月31日時点及び申請時点で、次の各号のいずれかに該当するときは、扶養義務者からの申請により、寡婦（夫）控除のみなし適用を行います。ただし、みなし適用が行われても保育料が減額にならない場合があります。

① 婚姻によらずに母となり、その後、婚姻（事実婚を含む）をしておらず、生計を一にする20歳未満の子がいる者

② ①であり、かつ合計所得が500万円以下である者

③ 婚姻によらずに父となり、その後、婚姻（事実婚を含む）をしておらず、生計を一にする20歳未満の子がおり、合計所得金額が500万円以下である者

※上記①から③の子は、合計所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない者に限ります。

◆申請の際は下記添付資料が必要となります。申請の際は、子育て支援課にご連絡ください。

① 射水市教育・保育施設等の保育料にかかる寡婦（夫）控除のみなし適用申請書

② 発効から3ヶ月以内の戸籍謄本または児童扶養手当証書の写し（必要に応じて他に書類の提出を求めることがあります。）

(6) 2018年9月からの保育料の軽減拡充について

① 年収約260万円未満世帯の第1子の保育料を無料化（家計の主宰者が父母（保護者）の場合）

入園児童の属する世帯の年収がおおむね260万円未満の場合、当該児童の保育料が無料になりました。

② 年収約360万円未満世帯の第1子の保育料を半額化（家計の主宰者が父母（保護者）の場合）

入園児童の属する世帯の年収がおおむね360万円未満の場合、当該児童の保育料が半額になりました。

◆保育料徴収基準額表には軽減後の額を記載しています。

**電子申請** マイナンバーカードを所有されている場合は総務省のぴったりサービスから、電子申請ができます。ただし、2次申請及び随時申請の期間のみ電子申請での受付をします。また、受付の完了には電子申請と児童の面接※が必要です。双方の完了日をもって受付日としますので、2次申請及び随時申請の期間にご注意ください。（※子育て支援課で平日の開庁時間内に行います・予約不要）<https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>



## 平成30年度(9月以降)射水市2・3号認定保育料徴収基準額表

階層区分	入園児童の属する世帯の階層区分	保育料(月額)			
		2号認定(3歳以上児)		3号認定(3歳未満児)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支給給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3-1	市町村民税均等割のみ課税世帯	3,500	3,400	4,500	4,400
第3-2	市町村民税所得割額 24,300 円未満	4,500	4,400	5,500	5,400
第3-3	市町村民税所得割額 24,300 円以上 48,600 円未満	5,000	4,900	6,500	6,350
第4-1	市町村民税所得割額 48,600 円以上 57,700 円未満	7,000	6,850	8,000	7,850
	市町村民税所得割額 57,700 円以上 59,000 円未満	14,000	13,700	16,000	15,700
第4-2	市町村民税所得割額 59,000 円以上 79,000 円未満	15,000	14,700	17,000	16,700
第4-3	市町村民税所得割額 79,000 円以上 97,000 円未満	19,000	18,600	22,000	21,600
第5-1	市町村民税所得割額 97,000 円以上 115,000 円未満	21,000	20,600	26,000	25,500
第5-2	市町村民税所得割額 115,000 円以上 133,000 円未満	22,000	21,600	29,000	28,500
第5-3	市町村民税所得割額 133,000 円以上 151,000 円未満	23,000	22,600	31,000	30,400
第5-4	市町村民税所得割額 151,000 円以上 169,000 円未満	24,000	23,500	33,000	32,400
第6-1	市町村民税所得割額 169,000 円以上 187,000 円未満	26,000	25,500	36,000	35,300
第6-2	市町村民税所得割額 187,000 円以上 244,000 円未満	28,000	27,500	38,000	37,300
第6-3	市町村民税所得割額 244,000 円以上 301,000 円未満	28,000	27,500	40,000	39,300
第7-1	市町村民税所得割額 301,000 円以上 334,000 円未満	29,000	28,500	42,000	41,200
第7-2	市町村民税所得割額 334,000 円以上 397,000 円未満	29,000	28,500	44,000	43,200
第8	市町村民税所得割額 397,000 円以上	29,000	28,500	46,000	45,200

**備考**

- 1 この表において「3号認定(3歳未満児)」とは、保育の実施を受けた日の属する年度の初日に3歳に達していない児童をいい、その児童が年度途中で3歳に達した場合においても、年度途中に限り3歳未満児とみなします。
- 2 保育料の算定については、入園児童と生計を一にする父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の市町村民税額を合算した金額で決定します。
- 3 平成30年4月分から8月分までの保育料については平成29年度市町村民税額をもとに算定し、平成30年9月分から平成31年3月分までの保育料については平成30年度市町村民税額をもとに算定します。  
税額控除は、調整控除及び税額調整措置を除き、反映しません。(寄附金税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等が適用されている方は、その控除がなかったものとして税額の計算をします。  
このため、実際の納税額と保育料の決定に用いる税額が異なる場合があります。
- 4 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合において、最も年齢の高い入園児童の保育料はこの表に定める額とし、次に年齢の高い入園児童の保育料はこの表に定める額の半額とし、それ以外の入園児童の保育料は無料となります。
- 5 生計を一にする世帯に現に3人以上の子がいる場合において、第3子以降の児童(養子縁組、死亡等により除籍された者は除く。)が入園しているときは、扶養義務者からの申請により、当該児童の保育料は無料となります。  
ただし、市長が必要と認めるときは、扶養義務者と同一の住民基本台帳に記載されている子を当該出生順位に加えることができるものとします。
- 6 入園児童の属する世帯(生活保護世帯を除く。)の保育料算定にかかる市町村民税が非課税世帯の場合において平成30年9月から保育料が無料となります。(表には軽減後の額が記載されております。)
- 7 入園児童の属する世帯(生活保護世帯を除く。)の保育料算定にかかる市町村民税所得割額が57,700円未満の場合において、平成30年9月から保育料が半額となります。(表には軽減後の額が記載されております。)  
また、生計を一にする世帯に現に2人以上の子がおり、第2子以降の児童(養子縁組、死亡等により除籍された者は除く。)が入園しているときは、当該児童の保育料は無料となります。  
ただし、市長が必要と認めるときは、扶養義務者と同一の住民基本台帳に記載されている子を当該出生順位に加えることができるものとします。
- 8 入園児童の属する世帯(生活保護世帯を除く。)の保育料算定にかかる市町村民税所得割額が77,101円未満の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、保育料は無料となります。  
(1) ひとり親家庭等医療費受給世帯  
(2) 次に掲げる在宅障害児又は在宅障害者を有する世帯  
ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者  
イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日発第156号厚生事務次官通知)に定める療育手帳の交付を受けた者  
ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者  
エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者  
(3) 扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等生活に困窮していると特に市長が認めた世帯
- 9 保育料算定にかかる所得を計算する対象年の12月31日時点及び申請時点で、次の各号のいずれかに該当するときは、扶養義務者からの申請により、寡婦(夫)控除のみなし適用を行います。ただし、のみなし適用が行われても保育料が減額にならない場合があります。  
(1) 婚姻によらずに母となり、その後、婚姻(事実婚を含む)をしておらず、生計を一にする20歳未満の子がいる者  
(2) (1)であり、かつ合計所得が500万円以下である者  
(3) 婚姻によらずに父となり、その後、婚姻(事実婚を含む)をしておらず、生計を一にする20歳未満の子がおり、合計所得金額が500万円以下である者  
※上記(1)から(3)の子は、合計所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない者に限ります。

## 特別保育

…実施している保育園等は「保育施設等一覧」(16ページ)をご覧ください。

### 延長保育

保育標準時間又は保育短時間の認定を受けた場合は、開園時間の範囲で保育時間の延長を利用することができます。利用する場合には、別途利用料金が必要です。(2018年度)

【利用料金】 ・保育短時間認定児童が7:00～8:30又は16:30～18:00に利用する場合は、それぞれ1回120円

・18:00以降の利用については、1時間当たり120円

※上記料金については、今後変更される場合があります。

※事業所内保育施設等一部保育施設で、時間帯や金額が上記と異なる場合があります。

### 一時預かり(一時保育)

都合により児童を家庭で保育できない場合、就学前までの児童を一時的にお預かりしています。

希望される方は実施保育園等を「保育施設等一覧」で確認のうえ、直接保育園等へお問い合わせください。(2018年度)

【利用料金】	平日	土・日・祝日
	1日 2,000円(昼食つき)	1日 3,000円
	半日 1,000円(昼食なし)	半日 1,500円

【利用日数】 月に12日以内

【保育時間】 午前8時30分から午後4時30分まで

※上記料金については、今後変更される場合があります。

### 休日保育

保護者の勤務等により日曜祝祭日も保育が必要な場合は、休日保育を利用することができます。

その場合、休日に勤務を要する証明書等の提出が必要です。そして、保護者が勤務を要しない平日にお休みしていただきます。

※ 休日保育を利用できるのは、休日保育を実施している保育園等の在園児童に限ります。

※ 休日保育を実施していない保育園等を利用している児童が、休祝日の一時預かりを利用したい場合は、休祝日の一時預かりを実施している園にお問い合わせください。ただし、別途利用料金が必要です。

### 病児保育

射水市内の保育園等に通園中の児童(ただし、生後6ヶ月以上児)、又は射水市民で市外の保育園等に通園している児童であって病気等で集団保育が困難な場合、保護者の勤務等やむを得ない事由により家庭で看病を行うことができない期間、児童を施設の専用スペースで一時的にお預かりします。利用にあたっては、かかりつけ医の「診療情報提供書(利用連絡書)」が必要です。希望する方は、実施する施設へ直接お問い合わせください。

【実施保育園】 射水おおぞら保育園

【利用料金】 一回2,000円(時間帯問わず)

【利用できる日と時間】 月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始を除く。)

午前8時30分から午後5時まで

【定員】 5名(病状によっては利用できない場合があります。)

【利用方法】 前日から受け付けます。

「利用申請書類」は実施園のホームページからダウンロードできます。

※上記利用料金については、今後変更される場合があります。

### 障がい児保育

保育園等での集団生活にある程度なじむことができれば、利用申込みすることができます。

子育て支援課へご相談ください。

# ●現況届兼保育児童台帳記入例 在園児用

2018年10月現在において、保育園等に通園しているすべての児童について提出してください。

## 施設継続利用に関する **現況届兼保育児童台帳** 在園児用

射水市長 あて  
射水市社会福祉事務所長 あて  
教育・保育施設等の継続利用にあたり、現況(2018年10月現在)を報告いたします。 記入日  
○保護者・児童の現況 h30年 10月 19日

保護者住所 (〒939-0294) 射水市 <b>新開発410番地1</b> TEL(自宅) (0766) 51 - 6629	保護者氏名 <b>射水 一郎</b> TEL(携帯) (090)1234 - 5678 (080)1234 - 5678	(父) (母)
①利用児童 氏名 ふりがな <b>いはず のぞみ</b> <b>射水 希望</b>	生年月日 <b>h27年 8月 9日生</b>	年齢 性別 何番目児童 <b>3歳 男 (女) 1番目</b>
在園保育施設名(事業者) <b>〇〇 保育園</b>	兄弟姉妹同時入園 <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有(同園・別園)	
②2019年度について <input type="checkbox"/> 0歳児・ <input type="checkbox"/> 1歳児・ <input type="checkbox"/> 2歳児 <input type="checkbox"/> 年少・ <input type="checkbox"/> 年中・ <input type="checkbox"/> 年長・ <input type="checkbox"/> 小1	<input checked="" type="checkbox"/> 現在の園を継続 <input type="checkbox"/> 転園(市内の他の保育園等に転園希望) <input type="checkbox"/> 卒園(小学校等に入園) <input type="checkbox"/> 退園(転出・在宅・幼稚園等に入園・その他)	

○利用児童の家庭の現況 学生等で市内外に住民票を別にしているなどの「生計を一にする家族」も記入してください。

区分	氏名	児童との続柄	生年月日	同居別居	職業・勤務先・学校名等	2018.1.1現在の住所地	2019.1.1現在の住所地(又は予定地)
③利用児童の世帯員	射水 一郎	父	S61. 6. 8	同・別	自営・ 下村食品	<input checked="" type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )
	射水 好美	母	h1. 11. 14	同・別	会社員 射水子育て支援会社	<input checked="" type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )
	射水 夢	妹	h30. 3. 20	同・別	〇〇保育園申請中	<input type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )	<input type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )
	射水 好男	祖父	S34. 10. 5	同・別	無職	<input type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )	<input type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )
	射水 すき代	祖母	S35. 7. 25	同・別	パート・ 新湊食堂	<input type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )	<input type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )
④生活保護の状況	適用： <input checked="" type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 ( 年 月 日保護開始)						
⑤同居の在宅障がい者(児)の状況	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 障害者手帳の保有者 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当対象児童 <input type="checkbox"/> 障害基礎年金等の受給者 (利用児童との続柄・氏名： <b>祖父・射水好男</b> )						
⑥ひとり親家庭等医療費受給資格状況	資格： <input checked="" type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 申請中・ <input type="checkbox"/> 有 ( 年 月 日から)						
父又は母の欄に記入がない場合	死別・離婚・未婚・別居中・その他( )						

上記④⑤⑥は必ず記入してください。「有」の場合であっても添付資料はありません。

○祖父母の現況

⑦	氏名(年齢)	具体的な状況
父 祖父	<input checked="" type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <b>射水 好男</b> ( 59 )	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居(住所： ) 連絡先： <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 自営業 <input checked="" type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 他( )
母 祖母	<input checked="" type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <b>射水 すき代</b> ( 58 )	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居(住所： ) 連絡先： <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 他( )
父 祖父	<input checked="" type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない ( )	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居(住所： ) 連絡先： <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 他( )
母 祖母	<input checked="" type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <b>港 よし子</b> ( 55 )	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居(住所： <b>射水市中村38</b> ) 連絡先： <b>0766-52-7070</b> <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 他( )

○保育の必要性の現況 (2号・3号認定の方は下記の記入と添付書類の提出をお願いいたします。)

⑧現況届(就労証明書等)による保育の利用を必要とする状況	続柄	必要とする理由
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 児童虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業(在園児のみ) <input type="checkbox"/> その他( )
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 児童虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業(在園児のみ) <input type="checkbox"/> その他( )	
⑨現況届による利用時間認定		
<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間認定 利用時間 施設の定める11時間		
<input type="checkbox"/> 保育短時間認定 利用時間 施設の定める8時間		

※現在の支給認定と今回の現況届で⑧⑨の内容が違う場合は、支給認定変更申請書の提出が必要です。(現況届だけでは支給認定の変更はできません。)

⑩(添付書類)  就労証明書等(上記保育の利用を必要とする理由を証する書類) + 保険証(本人)写又は給与支払証明書  
・その他事由により 診断書、就労以外の申立書、在学証明書又は学生証、母子手帳の写し等

- 《記入上の注意》
- ①生年月日を正確に記入してください。「利用児童」の年齢は2018年10月1日現在の年齢を記入してください。
  - ②「2019年度の予定について」には、2019年4月からの状況確認のために必要ですので、当てはまるものにチェックしてください。
  - ③児童と生計を一にする家族全員について記入してください。職業、勤務先、学校名等を詳しく記入してください。また、2018年及び2019年各1月1日現在(予定)の住民登録をしている市町村を記入してください。
  - ④・⑤・⑥の記入については、保育料の算定に関わるので該当する場合は必ず記入してください。
  - ・添付書類は必要ありません。
  - ・父又は母の欄に記入がない場合はその理由を記入してください。
  - ⑦祖父母(父方・母方とも)の状況を、同居・別居に関係なく必ず記入してください。
  - ⑧現況届(就労証明書等)による保育の必要性を選択し記入してください。保育の必要性の認定基準は、本書の3ページをご覧ください。
- 就労証明書には被保険者証(本人・被保険者)又は給与支払証明書の添付が必要です。

- ⑨現況届により利用時間認定については、2ページを参考にしてください。
- ・就労による入園の場合、両親いずれかの就労時間が月48時間以上120時間未満の場合、求職活動及び育児休業による入園の場合は、保育短時間認定となります。3ページをご覧ください。
  - ・平成26年度以前から保育園を利用している児童は、保育短時間認定に該当する場合であっても保育標準時間認定を受けることができます。
- ⑩添付書類については、5ページを参考にしてください。

# ●保育施設(事業者)利用申込書記入例

# 新規入園児童用

## 保育施設(事業者)利用申込書 兼保育児童台帳

①  新規

継続

射水市社会福祉事務所長 あて

申込日  
H 30 年 10 月 25 日

② 保護者住所	(〒 939-0294) 射水市 新開発410番地1		保護者氏名 TEL(携帯)	射水 一郎 (090)1234-5678 (080)1234-5678		射水 母
	利用児童	氏名 ふりがな いみず ゆめ 射水 夢	生年月日 H 30 年 3 月 20 日生	2019年4月1日 現在年齢 1 歳	性別 男 <input checked="" type="radio"/> 女 <input type="radio"/>	
⑤ 利用を希望する保育施設(事業者)名	保育施設(事業者)名・希望理由					
	第1希望 ○○保育園 (希望理由) 自宅から近いため					
	第2希望 △△保育園 (希望理由) 〃					
第3希望 □□保育園 (希望理由) 母の勤務先から近いため						
⑥ 施設(事業者)の利用を希望する期間	2019 年 4 月 1 日 ~ <input type="checkbox"/> 年 月 末日 <input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学始期まで					

○利用児童の家庭の状況 学生等で市内外に住民票を別にしているなどの「生計を一にする家族」も記入してください。

⑦ 利用児童の世帯員	区分	氏名	児童との続柄	生年月日	同居・別居	職業・勤務先・学校名等	2018.1.1 現在の住所地	2019.1.1 現在の住所地 (又は予定地)
		射水 一郎	父	S61・6・8	同別	自営業 下村食品	<input checked="" type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )
		射水 好美	母	H 1・11・14	同別	会社員 射水子育て支援会社	<input checked="" type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 射水市 <input type="checkbox"/> 他( )
		射水 希望	姉	H27・8・9	同別	〇〇保育園		
		射水 好男	祖父	S34・10・5	同別	無職		
		射水 すき代	祖母	S35・7・25	同別	パート 新湊食堂		
⑧	※生活保護の状況		適用: <input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有 ( 年 月 日保護開始)					
⑨	※同居の在宅障がい者(児)の状況		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 障害者手帳の保有者 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当対象児童 <input type="checkbox"/> 障害基礎年金等の受給者 (利用児童との続柄・氏名 祖父・射水好男)					
⑩	※ひとり親家庭等医療費受給資格状況		資格: <input checked="" type="radio"/> 無 ・ 申請中 ・ 有 ( 年 月 日から)					
	父又は母の欄に記入がない場合		死別 ・ 離婚 ・ 未婚 ・ 別居中 ・ その他 ( )					

上記※に該当する場合は必ず記入してください。

祖父母の状況

⑪	父方	祖父	氏名(年齢)	射水 好男 (59)	具体的状況	
		祖母	射水 すき代 (58)			
	母方	祖父	( )			
		祖母	港 よし子 (55)			
			いる	いない	いる	いない
			同居	別居(住所: )	連絡先: )	
		就労	自営業	疾病・障害	介護・看護	その他( )

⑪祖父母(父方、母方とも)の状況を、同居・別居に関係なく必ず記入してください。

《記入上の注意》

- ①新規入園希望者は新規に○をつけてください。
- ②住所は方書まで正しく記入してください。(例: ○マンション105号室)
- ③連絡先(携帯)は、父母等両方の番号を記入し、日中つながりやすい方に○をつけてください。
- ④年齢は、2019年4月1日時点の年齢を記入してください。
- ⑤第3希望まで必ず記入してください。
- ⑥施設(事業者)の利用を希望する期間を記入してください。
- ⑦児童と生計を一にする家族全員について記入してください。職業、勤務先、学校名等を詳しく記入してください。また、2018年及び2019年各1月1日現在(予定)の住民登録をしている市町村を記入してください。

- ⑧⑨⑩の記入については、保育料の算定に関わるので該当する場合は必ず記入してください。
- ・添付書類は必要ありません。
- ・父又は母の欄に記入がない場合はその理由を記入してください。

就労証明書には被保険者証(本人・被保険者)又は給与支払証明書の添付が必要です。

《参考》生年月日による入園児年齢確認

入園児年齢	生年月日 年号	生年月日 西暦
0歳	平成30年4月2日~	2018年4月2日~
1歳	平成29年4月2日~平成30年4月1日	2017年4月2日~2018年4月1日
2歳	平成28年4月2日~平成29年4月1日	2016年4月2日~2017年4月1日
3歳	平成27年4月2日~平成28年4月1日	2015年4月2日~2016年4月1日
4歳	平成26年4月2日~平成27年4月1日	2014年4月2日~2015年4月1日
5歳	平成25年4月2日~平成26年4月1日	2013年4月2日~2014年4月1日

●「支給認定申請書」の記入例

新規入園児童用

射水市 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書

新規入園

2018年10月25日

①保護者氏名

射水 一郎



射水市長 殿

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定の申請をします。

また、射水市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む)や世帯情報を閲覧すること及び、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

(裏面の記入上の注意をご覧になって太枠内をご記入ください。)

② 保護者	③ 住所 (又は転入予定地 転入予定の方は 現住所)	〒939-0294 射水市 新開発410番地1		
	生年月日	h61年 6月 8日		
申請児童	連絡先	自宅 (0766) 51-6629	090-1234-5678 (父) 080-1234-5678 (母)	
	ふりがな	いみづ ゆめ	生年月日	h30年 3月 20日
④ 申請児童の現在の保育状況	氏名	射水 夢	保護者との続柄	子
	④ 申請児童の現在の保育状況	1.父母 2.祖父 3.知人 4.親戚 5.職場同伴 6.認可保育園等 7.認可外保育施設 8.幼稚園 6.7.8の利用 保育施設名 射水子育て支援会社 事業所内 きっず 利用期間 h30年10月~ 利用時間 9時00分~4時00分		
⑤ 提出者	氏名	射水 好美	申請者との関係	本人(配偶者)・親族( )
	住所	射水市	本人確認 ※市記入	注意:配偶者・親族の場合は委任状(裏面)必要 1点確認:免許証、パスポート、障害手帳、マイナンバー、他 2点確認:各保険証・年金手帳や証書・公的手当の証書
⑥ 希望する支給認定区分 (数字を○で囲んでください。)	1号	満3歳以上で幼稚園等の利用を希望する場合(保育園等との併願を除く)		
	2号	満3歳以上で保育園等の利用を希望する場合(幼稚園等との併願を含む)		
	3号	満3歳未満で保育園等の利用を希望する場合(幼稚園等との併願を含む)		

・⑥の年齢は、入園希望年度の4月1日時点の満年齢で判断してください。

・「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園(教育部分)をいいます。

・「保育園等」とは、保育園、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいいます。

・2号認定又は3号認定を希望する場合は下記に必要事項を記入してください。

⑦ 保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由		
	父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 児童虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業(在園児のみ) <input type="checkbox"/> その他( ) (備考)		
⑧ 希望する利用時間認定	母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 児童虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業(在園児のみ) <input type="checkbox"/> その他( ) (備考)		
	希望する利用時間認定	<input type="checkbox"/> 保育標準時間認定 利用時間 施設の定める11時間 <input type="checkbox"/> 保育短時間認定 利用時間 施設の定める8時間		

⑨(添付書類)

- ・マイナンバー申告書(身元確認とマイナンバーの確認書類が必要です。)  
※マイナンバーの利用で税証明の添付書類が省略できます。ただし海外勤務等により日本で課税されていない方は収入と控除額がわかる書類が必要です。
- ・就労証明書+保険証(本人)写又は給与支払証明書又は上記保育の利用を証する書類「診断書、就労以外の申立書、在学証明書又は学生証、母子手帳の写し等」

裏面

⑩ 委任状				
代理人 (⑤提出者)	住所	射水市新開発410番地1		
	氏名	射水 好美	生年月日	h1年 11月 14日
私は、上記の者を代理人と定め、支給認定申請及び変更手続き等に関して委任します。				
2018年10月25日				
委任者 (①保護者)	住所	射水市新開発410番地1		
	氏名	射水 一郎	生年月日	S61年 6月 8日
★上記はすべて、委任者が記入してください。 ★提出者の方の本人確認をさせていただきますので、本人確認書類(免許書等)をご持参下さい。 ★配偶者や同居家族であっても提出者が保護者以外の場合は委任状が必要です。				

《記入上の注意》

- ①・②保護者について記入してください。
- ③住所は、アパート・マンション名、号室まで正しく記入してください。射水市に転入予定の方は現在お住まいの住所を記入してください。
- ④現在の保育状況について、番号に○をつけてください。また6.7.8の場合、利用施設名、利用期間、利用時間を記入してください。
- ⑤提出者と①保護者が異なる場合は下記⑩の委任状が必要です。本人確認のため、身分確認書類をお持ちください。
- ⑥満3歳以上、未満の年齢は2019年4月1日時点の満年齢で判断してください。
- ⑦家庭で保育できない理由(保育の必要性)を選択し記入してください。保育の必要性の認定基準は、本書3ページをご覧ください。
- ⑧希望する利用時間認定について
  - ・就労による入園の場合、両親いずれかの就労時間が月48時間以上120時間未満の場合、求職活動及び育児休業による入園の場合は、保育短時間認定となります。3ページをご覧ください。
  - ・平成26年度以前から保育園を利用している児童は、保育短時間認定に該当する場合であっても保育標準時間認定を受けることができます。
  - ・利用時間は、射水市内保育園・認定こども園(保育園部)の場合のものです。
- ⑨マイナンバーの申告と本人確認が必要です。
  - ・申請に来られた方の本人確認を行いますので、身分証明書等をお持ちください。
  - ・マイナンバーの申告については本書14ページをご覧ください。
- ⑩①保護者と⑤提出者が違う場合、裏面の委任状が必要です。委任者が太枠内をすべて記入してください。

**保育園等への入園手続の際は、マイナンバーの申告と本人確認が必要です。 新規入園児童用**

マイナンバー法の施行に伴い、「射水市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」には、マイナンバーの申告が必要です。マイナンバーの申告については提出時期や場所によって提出の仕方に変更がありますので、ご確認をお願いいたします。

**1、「一次申請期間内」に保育園等に申請書一式を提出する場合**

「マイナンバー申告書」と下記添付資料(①と②のコピー)を、園からお渡しした窓付封筒に入れ、封をした状態で、申請書一式と一緒に園へ提出してください。

※添付書類について、保護者(申請者)の確認(身元確認)と正しい番号であることの確認(マイナンバー確認)を行います。

**2、「二次申請期間内」及び「随時申請期間」で子育て支援課に申請書一式を提出する場合**

「マイナンバー申告書」と添付資料を、申請書一式と一緒に子育て支援課へお持ちください。

**ア 保護者(=申告者)が申請書等を提出する場合**  
(申請書を配偶者や祖父母等が提出する場合は「イ 代理人が申請書等を提出する場合」を参照してください。)

下記の必要な添付書類に①+②の確認資料をお持ちください。(コピーされる必要はありません。)

**イ 代理人が申請書等を提出する場合**

申請書に記載された「申請者」と、申請書を窓口で「提出される方」が異なる場合(配偶者や同一世帯の親族の場合であっても同様です。)下記の必要な添付書類の①+②+③の確認資料をお持ちください。(コピーされる必要はありません。)

必要な添付書類 ① ② ③		
①代理人の身分確認資料	②申告者のマイナンバー確認資料	③代理権確認書類
<b>【顔写真付身分証明書：以下の書類から1点で可】</b> ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳(写真付) ・在留カード ・特別永住者証明書 等 または <b>【身分証明書：以下の書類から2点】</b> ・各種医療保険の被保険者証 ・各種共済組合の組合員証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・その他官公署等から発行書類で ①氏名、②生年月日又は住所の記載があるもの	・マイナンバーカード  または ・通知カード  または ・マイナンバーが記載された住民票	●委任代理人の場合 例：配偶者や児童の祖父母等が申請書を提出する場合  ・委任状 記入例13ページ(支給認定申請書の裏面にあります)  ●法定代理人の場合 戸籍謄本その他その資格を証明する書類

**●マイナンバー申告書の記入例 新規入園児童用**

**支給認定証 添付書類**

**マイナンバー申告書 ①**

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定の必要書類としてマイナンバーを下記のとおり申告します。  
マイナンバー法の施行に伴いマイナンバーの申告について、記載漏れ等があった場合には住民基本台帳ネットワークからマイナンバーの確認について了解します。

2018年10月25日

世帯の状況  
※住民票上の世帯分離や学生等で市内外に別居している生計同一の扶養家族がある場合も記入してください。

続柄		氏名・生年月日											
利用児童の世帯員	入園児童本人	氏名(ふりがな) いみず ゆめ 射水 夢 H 30年 3月 20日 マイナンバー											
	③12桁	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1
	保護者父	射水 一郎 S 61年 6月 8日											
	12桁	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
	保護者母	射水 好美 h 1年 11月 14日											
	12桁	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
	祖父	射水 好男 S 34年 10月 5日											
	12桁	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4
祖母	射水 すさ代 S 35年 7月 25日												
12桁	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	
姉	射水 希望 H 27年 8月 9日												

《記入上の注意》

①家族から2人以上の児童が同時に入園されている場合もそれぞれ提出してください。

②児童の世帯員全員記入してください。世帯分離の場合も生計同一として記入してください。

③申告者の方のみマイナンバーを確認します。確認資料をお願いします。

★園へ申請書を提出の場合：園からお渡しした窓付封筒に入れ、封をした状態で、申請書類と一緒にコピーも園へ提出してください。

★子育て支援課へ申請書を提出の場合：資料持参

家族のマイナンバーについては、申告者が確認され記入されたことにより確認済とみなします。

④申告者の氏名と申請書一式の保護者の氏名は同一にしてください。必ず押印してください。

裏面  
申告者氏名 ④ 射水 一郎 (射水)  
児童氏名 射水 夢  
児童の生年月日 H 30年 3月 20日

申告したマイナンバーを利用し、射水市が施設型給付費・地域型給付費等の支給認定に必要な市民税等の情報(同一世帯者を含む)や世帯情報を閲覧することに同意します。

# ●保育料口座振替依頼書記入例（市内保育園・広域入園の私立保育園利用の場合）

※必要事項を記入後、金融機関の承認を受けた後（3枚目に承認印）、入園申込時に提出してください。

ただし、ゆうちょ銀行の場合、子育て支援課用（3枚目）は、ゆうちょ銀行から直接子育て支援課に送付されますが、保護者用（2枚目）のコピーを提出してください。

## 射水市 保育園保育料・延長保育料口座振替依頼書 （自動払込利用申込書）

②

① 平成30年10月25日

銀行 射水 ゆうちょ銀行	本店(所) 支店 出張所	御中
--------------------	--------------------	----

届け出区分 ① 新規 ② 変更 ③ 解約

私は、次のとおり保育料・延長保育料を口座振替によって納付することにしたいので、下記事項を確認のうえ、依頼します。

フリガナ	イミス	イチロウ			
保護者名	射水 一郎				
住所	(〒939-0294) 射水市 新開発410番地1			(☎51-6629)	
保育園名	児童名	性別	生年月日		
③ ○○ 保育園	フリガナ イミス ユメ 射水 夢	男・女	平成30年3月20日生		
⑩ 保育園	フリガナ	男・女	平成 年 月 日生		
保育園	フリガナ	男・女	平成 年 月 日生		

※第1希望の保育園名を記載して下さい。

[振替口座] 金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一方に記入して下さい。

④ 金融機関	金融機関コード	支店コード	預金種別	口座番号
⑤	1234001	①	普通 2 当座	0123456
ゆうちょ銀行	種目 166	種別コード 30	通帳記号	通帳番号(右づめで記入して下さい)
⑥	フリガナ	イミス	ヨシミ	射水市会計管理者 00730-1-960586
⑦ 口座名義人	氏名	射水 好美		通帳お届け印
	住所	(〒939-0294) 射水市新開発410番地1		⑧
	納入種目	保育料 延長保育料	振替納付方法	月納
			振替日	毎月末
			振替開始	平成31年4月から

依頼書の内容を確認し、口座振替による納付を承認します。

平成30年10月25日

所在地 射水市本町一丁目2-3  
金融機関 名称 射水銀行 射水支店



子育て支援課使用欄	
受付印	担当者印

児童コード	①	
	②	
	③	

子育て支援課用

金融機関コード一覧

北陸銀行	0144	いみず野農協	5911	富山信用金庫	1401
ゆうちょ銀行	9900	北國銀行	0146	北陸労働金庫	2970
富山銀行	0145	新湊信用金庫	1404	富山県信用漁業協同組合連合会	9467
富山第一銀行	0534	高岡信用金庫	1402	富山県信用組合	2404

《記入上の注意》

- ①依頼書を金融機関に提出する年月日を記入してください。
- ②振替をする金融機関名を記入してください。（射水市外の支店でも取扱いできます。）
- ③入園を希望される保育園等名及び児童名を記入してください。
- ④金融機関コード及び支店コードは金融機関で確認の上、記入してください。
- ⑤預金種別は、振替を希望する番号を○で囲み、その口座番号を右づめに算用数字（7桁）で記入してください。
- ⑥フリガナは左づめに記入し、姓と名の間は1字あけ、濁点及び半濁点は1字として記入してください。
- ⑦口座名義人は原則児童の父又は母のどちらかにしてください。
- ⑧通帳お届け印は3部とも押印してください。
- ⑨振替開始月は入園希望月を記入してください。
- ⑩申込時に未出生児の場合は、児童名、性別、生年月日は空欄で金融機関に提出してください。

## 保育施設等一覧

### ●認定こども園一覧

保育園名	住所	電話	現行定員	開園時間 (延長を含む)	受入年齢	特別保育サービス				
						延長保育	一時預かり		休日保育	病児保育
							平日 (月～金)	土、日 祝日		
認定こども園 (入園手続きの詳細につきましては、市又は園にお問い合わせください。)										
太閤山あおい園 (保育園部)	私	太閤山8-4-2	56-1230	170	7:00～20:00	2か月児～	○	○	○	○
海老江こども園 (保育園部)	私	海老江1057	86-5050	160	7:00～20:00		○			○

・あおい幼稚園と第三あおい幼稚園は2019年4月から認定こども園になる予定です。

### ●保育園一覧

新湊地区										
放生津	公	中新湊17-10	82-8011	60	7:00～19:00	6か月児～	○			
八幡	公	八幡町2-12-56	82-8010	60	7:00～18:00					
☆新湊	公	本町1-10-34	82-8013	60	7:00～18:00					
☆新湊西部	公	庄西町2-12-41	82-8014	30	7:00～18:00					
片口	公	高場新町2-75	86-1392	180	7:00～19:00		○	○		
塚原	公	松木633	82-8016	130	7:00～19:00		○			
新湊中部	私	三日曾根3-1	82-1616	130	7:00～20:00	2か月児～	○			○
新湊作道	私	殿村115	82-8787	190	7:00～20:00		○			○
堀岡	私	海竜町118-4	86-3751	100	7:00～20:00		○			○
小杉地区										
金山	公	青井谷8	56-1380	60	7:00～19:00	6か月児～	○			
大江	公	大江1464	55-0050	90	7:00～19:00		○			
千成	公	中太閤山11-2	56-1800	120	7:00～19:00		○			
池多	公	池多641	56-2841	60	7:00～19:00		○			
黒河	私	黒河3107-6	56-3312	90	7:00～19:00	首がすわってから	○			
杉の子	私	中太閤山11-4	56-5202	130	7:00～19:00	2か月児～	○	○	土のみ	
あいあい	私	南太閤山3-2-1	56-4141	110	7:00～19:00	5か月児～	○			
★小杉東部	私	戸破2475	55-0426	150	7:00～20:00	2か月児～	○	○	○	○
小杉西部	私	三ヶ933-1	55-3330	150	7:00～20:00		○			
大門地区										
大門きらら	公	中村111-1	52-1303	280	7:00～19:00	6か月児～	○	○		
水戸田	私	生源寺127-1	54-1311	130	7:00～20:00	2か月児～	○	○	○	○
大島地区										
大島南部	公	北野1494-2	52-0832	80	7:00～19:00	6か月児～	○			
大島つばさ	私	新開発380-1	51-6060	180	7:00～20:00	2か月児～	○	○	○	○
射水おおぞら	私	小島516-1	51-6262	280	7:00～20:00		○	○	○	○
下地区										
下村	公	加茂中部817-1	59-2090	80	7:00～19:00	6か月児～	○			

☆新湊保育園と新湊西部保育園は2020年4月から統合し、私立認定こども園になる予定です。

★小杉東部保育園は2019年4月から認定こども園になる予定です。

### ●事業所内保育施設一覧

事業所内保育施設 (入所手続きの詳細については、従業員枠は施設に、地域枠は市にお問い合わせください。)						
富山オレンジリー (備フレスターインターナショナル内)	黒河846-1	53-3010	25	8:00～21:00	5か月児～ 満3歳児	19(従業員枠)+6(地域枠)

※上記全施設の開園時間及び受入年齢等の記載事項は、2018年度の状況です。2019年度に変更になる場合があります。